

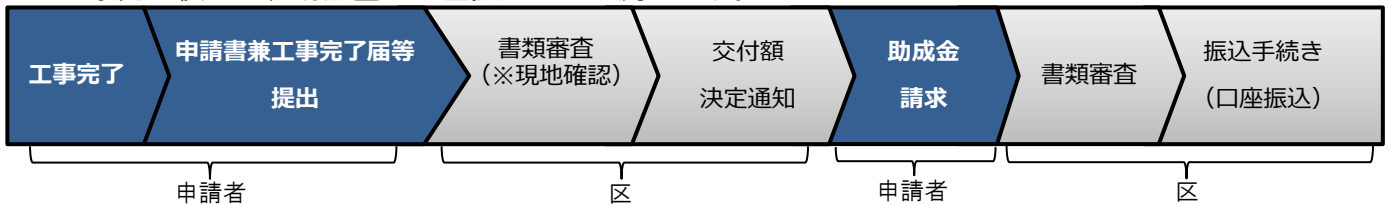
〔完了編〕 令和8年度 墨田区地球温暖化防止設備導入助成制度

1 あらかじめ、ご確認ください

- 令和9年3月17日までに、区による工事完了後の書類審査に合格する必要があります。
- 工事完了後は、速やかに「申請書兼工事完了届」を提出してください。
- 不正な手段により助成金の交付を受けた場合は助成金を返還していただきます。

2 工事完了後の手続きの流れ

工事完了後から、助成金の口座振込までの流れです。



※工事完了後の提出書類（写真等）で、工事前後の確認ができない場合は、現地確認（検査）に伺うことがあります。日時は、平日午前9時～午後5時の間で申請者と調整します。

3 工事完了後に必要な書類

必要な書類は、以下の書類をすべてご用意のうえ、環境保全課の窓口へ必ずご持参ください。（郵送不可、郵送された場合は料金着払いで返送します。）



※内容によって、以下に記載のない書類をご提出いただく場合があります。
※書類が用意できない場合、助成できませんのでご注意ください。

A すべてに共通する 必要な書類

- 申請書兼工事完了届（様式あり）
- 領収書と明細のコピー
（助成対象設備の工事費用の領収が確認できる申請者あてのもの。領収金額の一部に助成対象設備の工事費用が含まれる場合は、領収書に「ただし、〇〇工事（設置）代として ¥〇〇〇〇〇を含む。」などと明記すること。）
- 工事完了後の写真（撮影日を入れること）

B 対象設備によって、必要な書類

対象設備	必要書類
遮熱塗装	<input type="checkbox"/> 塗料の出荷証明書 <input type="checkbox"/> すべての使用済み塗料缶の写真（塗装色が確認できるもの。撮影日を入れること）
建築物断熱改修（断熱材）	<input type="checkbox"/> 断熱材の出荷証明書 <input type="checkbox"/> 断熱材の厚さを計った写真
建築物断熱改修（窓）	<input type="checkbox"/> 窓ガラス等の出荷証明書 ※性能証明書は不可
直管型LED照明器具	<input type="checkbox"/> 安全確認チェックリスト（様式あり）※ 既存照明器具を改造した場合
ビークル・トゥ・ホーム	<input type="checkbox"/> 電気自動車等の使用場所の住所が明記された有効期間内の自動車検査証記録事項の写し
太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> モジュールの出力対比表 <input type="checkbox"/> 「接続契約のご案内」等、電力会社の承認が確認できる書類
宅配ボックス	<input type="checkbox"/> BL マーク証紙表示の写真 <input type="checkbox"/> 製品が固定されていることが分かる写真

※直管型LED照明器具、燃料電池発電給湯器（エネファーム）、家庭用蓄電システム、住宅エネルギー管理システム（HEMS）、ビークル・トゥ・ホーム（V2H）、充電設備、宅配ボックスについては、導入機器の銘板写真が必要です。

C 申請する方によって、必要な書類

対象確認申請時に、「新築」で申請された場合に必要です。

- 建物登記事項証明書（発行3カ月以内のもの）
- 建物全景写真、導入機器設置箇所の写真（対象確認時に提出していない場合）
対象確認申請時と住所が異なる個人の場合に必要です。
- 住民票等（対象確認申請時と完了届時の住所のつながりが分かる資料、発行3カ月以内のもの）

4 助成金の請求

区から「地球温暖化防止設備導入助成金交付額決定通知書」が届いた後、請求書兼口座振替依頼書（様式あり）を環境保全課にご提出いただくか、電子申請にてご請求ください。電子申請のご案内については、「地球温暖化防止設備導入助成金交付額決定通知書」に同封します。なお、書類の提出後、口座振込までは約1か月半かかります。

※ 内容によって、記載のない書類をご提出いただく場合があります。

※ 『申請者』と振込を希望する『口座』の名義が完全一致しない場合（マンションの管理組合など）、申立書等を提出していただく場合があります。あらかじめご相談ください。

【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課 環境管理担当
 電話：5608-6207
 〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
 ✉ : KANKYOU@city.sumida.lg.jp